

# 予防規程を定めなければならない危険物施設

(消防法第14条の2、危険物の規制に関する政令第37条)

対象となる製造所等	貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量等
製造所	指定数量の倍数が10倍以上
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10倍以上
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が200倍以上
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が100倍以上
給油取扱所	すべて ※自家用給油取扱所のうち屋内給油取扱所以外のものを除く
移送取扱所	すべて
一般取扱所	指定数量の倍数が10倍以上 ※指定数量の倍数が30倍以下で、かつ、引火点が40℃以上の第4類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所を除く
<p>(備考) 次の危険物施設は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 鉱山保安法第19条第1項の規定による保安規定を定めている製造所等</li><li>○ 火薬類取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等</li></ul>	